

○群馬県警察の処務に関する訓令

平成11年3月15日

本部訓令甲第7号

〔沿革〕

平成12年3月第7号、10月第18号、13年3月第2号、14年3月第4号、11月第26号、12月第27号、15年3月第3号、10月第19号、12月第23号、16年3月第8号、17年3月第2号、11月第10号、18年3月第5号、19年3月第2号、5月第6号、20年3月第3号、6月第7号、12月第11号、21年3月第8号、9月第17号、22年3月第1号、第4号、23年2月第2号、4月第6号、7月第12号、24年3月第3号、25年3月第4号、第6号、12月第9号、26年3月第5号、第8号、第9号、5月第12号、27年2月第2号、3月第5号、5月第8号、7月第10号、9月第11号、28年2月第1号、3月第3号、第4号、29年3月第3号、30年3月第3号、第6号、4月第4号、31年2月第1号、令和2年3月第2号、3年3月第3号、第4号、10月第14号改正

（概要）

この規定は、服務の基本、勤務、出張、指導監督等群馬県警察の職員の服務、職務倫理及び指揮監督に関し必要な事項を定めたものである。